令和７年度第１１回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和８年２月１０日（火）午後３時３０分

２　場　　所　銚子市役所２階会議室

３　議　　題

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請処理について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請処理について

議案第４号　農地法第５条の規定による農地転用計画変更承認申請処理について

議案第５号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

議案第６号　地域農業経営基盤強化促進計画の変更に関する意見聴取について

４　出席者（在任委員２６名中２４名）内農業委員出席１４名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	加瀬　明	3	平津　清
4	欠　席	5	藤ヶ﨑　勘兵衛	6	信太　庄一郎
7	髙橋　律子	8	宮内　　弘	9	加瀬　佳二
10	山口　雅明	11	唐津　茂雄	12	山口　昭彦
13	木内　和夫	14	髙木　伸行	15	島﨑　　隆
16	岩瀬　定雄	17	嶋田　正明	18	野口　英夫
19	向後　繁範	20	多田　秀一	21	関根　弘幸
22	欠　席	23	石毛　清	24	宮内　春雄
25	早船　徳治	26	宮内　一郎		

５　欠席者　　議席番号４番　加瀬　芳枝委員・２２番　鈴木　正明委員

６　事務局出席者（４名）

事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智

主　事　　榊　孝祐　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

午後３時３０分開会

議　長　　それではただいまより、令和７年度第１１回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号４番加瀬　芳枝委員・２２番鈴木　正明委員です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号１０番　　山口　雅明委員

議席番号１１番　　唐津　茂雄委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

○○委員　　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○市○○　○○○○です。譲渡人は、○○市○○　○○○○です。申請の地番、地積は、小長町８０６番９、登記簿地目畑、現況畑、地積５４９㎡外１筆合計地積６０６㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内にあり一部農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線をかもめ大橋から長山方面に向かい椎柴出荷場から２．８km旭方面に進んだ右・左側です。現在は、ロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、農業経営規模拡大のため

です。譲渡人は、農業経営をやめるためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○郡○○町○○　○○○○です。譲渡人は、○○市○○　○○○○です。申請の地番、地積は、諸持町１１０７番、登記簿地目畑、現況畑、地積１，０６１㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線旧道豊里小学校から２km進み左折し、みゆき坂を上り１km東庄方面に進み左折し、５０m先の左側です。現在は、ロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模を拡大するため、近くの土地を所有しているためです。譲渡人は、銚子に住んでおらず、農業をしていないためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の３

○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、小浜町７０２４番、登記簿地目畑、現況畑、地積１，１３２㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり,現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい、小浜町の信号を左折し８００m進み、左折し３００m進み左折し。１００m進んだ右側です。現在は、ダイコンが作付けされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、作業場に近く、効率性が良い土地のため購入します。譲渡人は、高齢であり後継者がいなく、維持管理ができないためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の４

○○委員　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、余山町２２３番１、登記簿地目畑、現況畑、地積５６１㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい余山町の押しボタン信号を左折し９０m進み、左折し１５０m進んだ踏切の手前です。現在は、ハウスがあり野菜が作付けされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、近隣地にも耕作している土地があるため、効率的に耕作できるためです。譲渡人は、農業後継者がいないため耕作できないためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位５番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の５

○○委員　それでは、順位５番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、森戸町１９７３番１、登記簿地目畑、現況畑、地積１，１０７㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線旧道を東庄方面に向かい、森戸町成毛坂を８００

mほど上った左側です。現在は、耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲受人は、飼料用牧草作付地として農業経営の規模拡大です。譲渡人は、農業経営の縮小のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位６番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の６

○○委員　　それでは、順位６番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、長塚町５丁目４３３４番、登記簿地目畑、現況畑、地積４３４㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり,現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、銚子西中の信号から七ツ池の坂を上り、高野方面に右折し、２０m進み左折し、２００m進み右折し、５０m先を左折し、１０m先の左側です。現在は、キャベツが作付けされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、近隣地にも耕作している土地があるため、農業経営の拡大になるので譲ってもらいます。譲渡人は、農業経営をしていないので、農業経営者である譲受人へ譲ります。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことか

ら農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の１

○○委員　　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第４条の規定による転用の申請です。本件の申請人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、猿田町１０６５番３、登記簿地目畑、現況畑、地積５９㎡外１筆合計地積９１㎡です。申請の用途は、農業用資材置場用地です。申請地の場所は、ＪＲ猿田駅から旭方面に向かい、道なりに５００m進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、水移動用タンク置場として２００㎡、補修用資材置場２０㎡及びパレット置場５０㎡です。工期としては、令和８年３月２０日から４月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、自己所有地であり、整地工事も自分で行うため事業費は発生しません。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地は本人所有ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 （なし）
議　長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 （挙手全員）
議　長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 （事務局朗読）
議　長	事務局の朗読が終わりました。 順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第３号の１
○○委員	それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町有限会社○○　取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、松本町５丁目４１０番、登記簿地目畑、現況畑、地積３６６㎡です。申請の用途は、宅地分譲２区画用地です。申請地の場所は、松本町モンベルジェからＪＲの松本踏切を渡り直進し右折し、ヤクルト銚子センターの手前を右折し、５０m進み右折、１０m 先の左側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については工業地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、宅地分譲２区画、１８３㎡×２です。工期としては、令和８年４月１日から７月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は公共下水道へ排出します。雨水は、宅内にて浸透処理します。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議　長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の２

○○委員　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、春日町３１４９番２、登記簿地目田、現況田、地積４２３㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい、春日町の信号を右折し、３００m進み右折し、９０m進み左折し、３０m先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種住居地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、住宅１棟２階建て１階７３．７８㎡２階７０．８８㎡及び駐車場４台分９８㎡です。雑排水については、汚水、雑排水は公共下水道へ放流します。雨水は、敷地内浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の３

○○委員　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う一時転用による賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○・○○特定建設工事共同企業体　東京都○○区○○　○○○○株式会社代表取締役○○○○、○○町株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、常世田町２１４番１、登記簿地目田、現況田、地積８０８㎡です。申請の用途は、現場事務所及び資材置場用地です。申請地の場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい常世田町ワタミの宅食の前です。現在はすでに事務所及び資材置場として使用されていました。農地の区分としては農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、工事現場事務所１棟６７．２０㎡と資材置場１００㎡、駐車場６台分です。工期としては令和８年３月１６日から令和９年３月１５日までの予定となっています。事業に係る資金としては、○○建設からＪＶへの貸付証明書が添付されております。雑排水については、汚水は浄化槽を通して、既設の流水桝に接続します。洗車場に使用する水は、工事現場よりタンクで運び入れ使用します。雨水は、仮囲い沿いに側溝を設置し、集水桝から流水桝に接続します。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので、読み上げます。今般、私たちは千葉県発注の社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅函渠工その２）を受注しました。その現場事務所用地を近場に探していたところ、申請地を借りることができました。公共工事事業だったので、事務所も大きいため、適度に広さのある土地でなければいけなかったので、急いでおり、早急に事務所を建てなければいけなかったので、申請地はとても条件にあった便利な場所です。一度現場事務所用地として農地法の許可を取得し、現場事務所２棟と駐車場６台分として利用していましたが、８月には現場事務所の１棟が不要となり取壊しています。現場の作業が進むにつれて、資材置場が不足してしまっていたので、現場事務所を取壊した跡地を資材置場として一時的に利用してしまいました。また現場で使用している車両から、道路に泥な

どが落ちることが多々あると近隣の方々から意見をいただき早急に対応してほしいとのことだったので、申請地の奥に水洗いのみの洗車場を造り、対応したものです。今般、工期が延長することになり、少しでも農地法の許可条件と違う用途として利用するのはいけないと思い、農地法の許可申請を取り直すことになったものです。数ヶ月とはいえ、用途と違う転用をしてしまい、誠に申し訳なくお詫び申し上げます

今後、このようなことがないよう十分注意いたしますので、今回に限りご寛大なご処置を賜りますようお願い申し上げます。

申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の４

○○委員　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う一時転用による賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○・○○特定建設工事共同企業体　東京都○○区○○　○○○○株式会社代表取締役○○○○、○○町株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、親田町５４９番、登記簿地目牧場、現況畑、地積２，３８０㎡の内９７．８２㎡外１筆合計地積２，８６４㎡の内２２５．７７㎡です。申請の用途は、駐車場（２台）及び資材置場用地です。申請地の場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい親田町集出荷場のところを左折し、５００m進んだ右側です。現在は鉄板が敷かれていました。農地の区分としては農振農用地区域内です。転用計画につきましては、駐車場２台鉄板敷及び資材置場用地です。工期としては令和８年３月１６日から令和９年３月１５日までの予定

となっています。事業に係る資金としては、〇〇建設からＪＶへの貸付証明書が添付されております。雨水については、公共事業地の排水にて処理します。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので、読み上げます。今般、私たちは千葉県発注の社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅函渠工その２）を受注しました。公共工事事業工事なので隣接地である申請地を駐車場及び資材置場路用地として利用したいと思い所有者の方に依頼したところ快く貸してくださっています。公共事業工事地内（千葉県借地）には、業者打ち合わせなどができる場所として、簡易な現場事務所を申請地のすぐ目の前に建てています。業者打合わせがいろいろとあり、駐車場が近くに必要なこと、資材置き場も足りないため、申請地を資材置場として使えば、作業効率的のもとても便利です。一度駐車場用地として農地法の許可を取得しましたが、作業が進むにつれ資材置場に困るようになってしまいました。今般、工期が延長することになり、少しでも農地法の許可条件と違う用途として利用するのはいけないと思い、農地法の許可申請を取り直すことになったものです。数ヶ月とはいえ、用途と違う転用をしてしまい、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。今後、このようなことがないよう十分注意いたしますので、今回に限りご寛大なご処置を賜りますようお願い申し上げます。

申請の内容は以上です。本申請地については、農振農用地ではありますが、仮設工作物等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められるため、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第４号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請です。本件の譲受人は、○○・○○特定建設工事共同企業体　東京都○○区○○　○○○○株式会社代表取締役○○○○、○○町株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、親田町５３４番３、登記簿地目畑、現況畑、地積４１３㎡の内３．１５㎡外２筆合計地積１，５５６㎡の内２０．１６㎡です。当初の計画は、工事期間が令和７年２月２８日から令和８年３年３月１８日です。変更後の事業計画の工事期間は令和８年３月１６日から令和９年３月１５日です。申請の用途は、排水路用地です。申請地の場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい親田町集出荷場のところを左折し、５００m進んだ右側です。現在は設置済です。農地の区分としては農振農用地区域内です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地については、農振農用地ではありますが、仮設工作物等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められるため、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第５号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画(案)ですので、順位１番から順位５番までを一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第５号

事務局　　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番から５番についてご説明申し上げます。本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。設定者は、○○町○○○○外４名。被設定者は、○○町○○○○外２名。申請の地番・地積は、野尻町５０５番登記簿地目田、現況田、地積１，０１８㎡外田１筆、畑７筆合計地積５，６８４㎡です。その内容ですが、順位１番から５番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、田２筆、畑７筆、合計地積は５，６８４㎡です。以上順位１番から５番の権利を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第６号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。本議案は、地域計画の変更に対し、銚子市長から意見を求められたため、去る２月３日に開催された調査会において農産課の説明を受けましたので、説明を省略することにご異議ありませ

んか。

（異議なし）

議　長　　異議なしと認めまして、説明を省略します。

本件について、ご意見はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件地域計画の変更に対し、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の７ページから８ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第１１回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後４時４５分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員